規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―四―三一

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～115　（略） 116　規則九―九九は、廃止する。（令和六年十二月二十五日施行）	1～115　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一―二六

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千八百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。	**第二条**　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千五百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九三

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ～タ　（略） 備考 これらの表の降格後の号俸欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 （削る）	**別表第七の二**　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ～タ　（略） 備考 1　これらの表の降格後の号俸欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。 2　給与法別表第一イの備考㈢、別表第三の備考㈢又は別表第四イの備考㈡若しくはロの備考㈡の規定の適用を受ける職員の降格後の号俸は、イの表、ニの表、ホの表又はヘの表の降格後の号俸欄に定める号俸にかかわらず、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―八の規定は、令和六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七一

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。